

周南市新庁舎デジタルサイネージシステム整備運営業務受注者
選定に係る公募型プロポーザル実施説明書

1 趣旨

本説明書は、周南市（以下「市」という。）が新庁舎にデジタルサイネージシステムを整備するに当たり、デジタルサイネージシステムの構築からその後の運営まで一括して委託することのできる高度な技術と豊富な経験を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

周南市新庁舎デジタルサイネージシステム整備運営業務

(2) 業務内容

別紙「周南市新庁舎デジタルサイネージシステム整備運営業務仕様書」のとおりとする。

(3) 運用期間

平成 30 年 8 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日

(4) 上限額

20,304,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、見積合わせの時の予定価格となるものではない。

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する事業者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年 12 月 25 日制定）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(3) 租税を完納していること。

(4) 公告日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

(5) 公告日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

(6) 公告日において、平成 28・29 年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）に登録がある法人であること。

4 スケジュール

内 容	スケジュール
公募開始	平成 30 年 1 月 24 日 (水)
参加表明・質問書の受付期間	〃 1 月 24 日 (水) ～ 平成 30 年 2 月 9 日 (金)
参加表明書等の受付期間	〃 1 月 24 日 (水) ～ 〃 2 月 14 日 (水)
企画提案・質問書の受付期間	〃 2 月 16 日 (金) ～ 〃 2 月 22 日 (木)
企画提案書類の受付期間	〃 2 月 16 日 (金) ～ 〃 3 月 1 日 (木)
企画提案の審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	〃 3 月 12 日 (月)
審査結果発表	〃 3 月中旬
契約締結	〃 3 月下旬
工事協議	契約締結後～
新庁舎本体工事 (1 期) 竣工	平成 30 年 5 月 31 日 (木)
施工期間 (1 期工事完成部)	〃 6 月 1 日 (金) ～平成 30 年 7 月 31 日 (火)
運用開始 (1 期工事完成部)	〃 8 月 1 日 (水)
新庁舎本体工事 (2 期) 竣工	平成 31 年 3 月 15 日 (金)
施工期間 (2 期工事完成部)	〃 3 月 16 日 (土) ～平成 31 年 3 月 31 日 (日)
運用開始 (2 期工事完成部)	〃 4 月 1 日 (月)

5 参加手続

(1) 説明書等の配布

配布期間	平成 30 年 1 月 24 日 (水) ～平成 30 年 2 月 14 日 (水)
配布資料	1 周南市新庁舎デジタルサイネージシステム整備運営業務受注者選定に係る公募型プロポーザル実施説明書 2 周南市新庁舎デジタルサイネージシステム整備運営業務仕様書 3 参加表明書 (様式 1) 4 質問回答表 (様式 2) 5 業務実績表 (様式 3) 6 企画提案書・表紙 (様式 4)
入手方法	周南市役所のホームページからダウンロードするものとする。

(2) 参加表明に係る質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、全て質問回答表 (様式 2) によるものとする。

受付期間	平成 30 年 1 月 24 日 (水) ～ 平成 30 年 2 月 9 日 (金) 17 時 15 分まで
提出方法	電子メールにより、庁舎建設課のメールアドレスまで送付する。 メールアドレス chosha@city.shunan.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、質問者が特定される可能性のある場合を除いて、市ホームページにおいて公表する。また、参加表明書等の受付期間の末日まで担当課において閲覧に供する。

(3) 参加表明書等の受付

受付期間	平成 30 年 1 月 24 日（水）～平成 30 年 2 月 14 日（水）17 時 15 分まで
提出先	〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地 周南市行政管理部庁舎建設課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 (各 1 部)	1 参加表明書（様式 1） 参加表明書には代表者印を押印すること。 2 会社概要 企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容がわかるパンフレット等を添付すること 3 （一財）日本情報処理開発協会（JIPDEC）のプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していればそれを証するものを添付すること。 4 業務実績表（様式 3） 過去に実施したデジタルサイネージシステム整備運営業務のうち、主なもの 5 件について記載すること。 5 商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの・写しでも可） 6 印鑑証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの・写しでも可） 7 決算書（最新のもの） 8 納税証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの・写しでも可） (1)すべての参加表明者 ・法人税、消費税及び地方消費税：「その 3 の 3」（未納がないことの証明書） (2)山口県内に事業所等がある場合 ・県税について滞納のないことの証明書 (3)周南市内に事業所等がある場合 ・周南市発行の滞納のないことの証明書

※提案書提出者選定通知

市は、参加表明書等をもとにプロポーザルへの参加資格を審査し結果を提出者に通知する。
上記審査に合格した者の企画提案に限り受け付けることとする。

(4)企画提案に係る質問書の受付及び回答

質疑がある場合は、質問回答書（様式 2）によること。

受付期間	平成 30 年 2 月 16 日（金）～ 平成 30 年 2 月 22 日（木）17 時 15 分まで
提出方法	電子メールにより、庁舎建設課のメールアドレスまで送付する。 メールアドレス chosha@city.shunan.lg.jp

回答方法	質問に対する回答は、質問を担当課が受理した日から概ね3日（休日を含まない。）以内に本プロポーザルの参加資格審査に合格した全ての者に対して、電子メールにより行う。なお、質問書に対する回答をもって、本説明書に必要な追記又は修正を行ったものとする。
------	---

(5)企画提案書類の提出

提出期間	平成30年2月16日（金）～ 平成30年3月1日（木）17時15分まで
提出先	〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市行政管理部庁舎建設課
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類	1 企画提案書・表紙（様式4）… 1部 2 企画提案資料 … 11部 → クリップ留め 1部 、ホチキス（左端中央に1箇所）留め10部 【提案項目】 (1) 設置する機器の仕様・特徴 (2) システムの活用イメージ (3) システムの操作方法 (4) 運用管理体制の考え方 (5) 委託料見積書 〔広告料収入見込み額、イニシャルコスト及びランニングコスト（内訳）〕
備考	1 企画提案書・表紙（様式4）には代表者印を押印すること。 2 企画提案書・表紙（様式4）の後に、企画提案資料をつけること。 3 記載欄の大きさ等は、記載量により適宜変更できるものとするが、様式の記載事項等は改変しないこと。また、特に定めのあるものを除き、各様式の左側余白は30mm以上確保すること。 4 企画提案資料の様式は任意とするが、A4左綴じで表紙、目次を含めて10ページ以内とし、ページ数を付すこと。 5 用いる文字のサイズは、原則として10ポイント以上とすること。ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字を除く。 6 企画提案書・表紙（様式4）及び企画提案資料は、片面印刷あるいは片面コピーで作成し、項目順に整理すること。 7 委託料見積書の様式は任意とするが、見積（提案）額（総額・税抜）のほかに、その内訳を記載すること。 見積額には、機器の設置、撤去、維持管理費、修繕料など業務に係る一切の経費を含めること。ただし、情報通信費は、本市のインターネット回線を利用できるものとする。 また、広告料を充当する場合は、収入見込み額を記載すること。その場合、委託料総額（税抜）から広告料収入見込み額を差引いた額を見積（提案）額とみなす。 8 企画提案書類は、「6 評価について (6)評価項目・採点基準」を参考に評価のポイントを抑えて作成すること。

6 評価について

(1)審査主体

委託先候補者の選定に当たっては、新庁舎デジタルサイネージシステム整備運営業務受注者選定委員会（以下「選定委員会」という）において選考を行う。

(2)公開・非公開

選定委員会の会議は、非公開とする。

(3)選考方法

選定委員会において、提出された企画提案書類をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最も高い評価を受けた企画提案及び次いで高い評価を受けた企画提案をそれぞれ特定する。

なお、採点結果が同点の場合は、委員の意見を聞いて委員長が決する。

選定委員会における特定結果を踏まえ、周南市において、本業務の委託先候補者及び次席者を決定する。

(4)評価方法及び結果の通知

参加資格審査を合格した者は、企画提案書類に関するプレゼンテーションを実施し、委員のヒアリングを経て、選定委員会でその内容を総合的に評価する。なお、プレゼンテーションとヒアリングはおおむね45分程度とする。（プレゼンテーション20分程度、ヒアリング15分程度）

選考結果の通知は、文書により通知する。なお、委託先候補者及び次席者に特定されなかった者に対しては、その理由を付して通知する。

(5)結果の公表

選定委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

(6)評価項目・採点基準

評価項目		点数
会社概要	(1) 業務を遂行できる企業規模にあるか。 (2) 経営は安定しているか。 (3) 本社又は営業所等が周南市内にあるか。 (4) 情報セキュリティ対策に取り組まれているか。	10
業務実績	(1) 同様の業務で国又は地方公共団体との契約実績があるか。 (2) その他同様業務の契約実績があるか。	5
企画提案	(1) 理解度 ・ プレゼン内容が事業目的を踏まえたものになっているか。 ・ コンセプト・構成、表現方法等は適切か。	10

	(2) 独自性 ・タッチパネル機能があるなど来庁者の利便性を高める独自の機能、サービスがあるか。 ・自社制作番組が放映できるなど魅力のある独自のサービスがあるか。	20
	(3) デザイン性 ・視認性の高いデザインとなっているか。 ・施設に合った見栄えの良いデザインとなっているか。	5
	(4) 操作性・機能性 ・ユーザーが利用しやすい仕様となっているか。 ・コンテンツの修正、追加等が容易に行なえるようになっているか。	15
	(5) 拡張性 将来的に他のシステム（BEMS、議場システム、太陽光発電システム等）との連携が図れるか。	10
	(6) 保守管理体制 ・コールセンター等窓口の設置やトラブル対応マニュアルが整備されているか。 ・機器等のトラブルに対し、迅速な対応が可能か。 ・メンテナンス計画等が適切であるか。	10
見積額	(1) 経済性 ・システム構築及び設備等費用は妥当か。 ・保守点検に係る費用は妥当か。 ・広告料収入見込みは妥当か。	15

7 委託先候補者決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、委託先候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 選定委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 委託先候補者の決定から契約締結までの間に、委託先候補者の資金事情の変化等により、業務の履行が困難であると市が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、委託先候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 委託先候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

8 その他留意事項

(1) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担

とする。

(2)書類提出に当たっての留意事項

- (ア) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、本市はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。
- (イ) 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- (ウ) 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の改変はできないものとする。

(3)使用言語、通貨等

本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(4)無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- (ア) 提出方法、提出先、提出期限等が本説明書その他の定めに適合しないもの
- (イ) 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (オ) 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）
- (カ) 虚偽の内容が記載されているもの

(5)措置事項

参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

(6)企画提案書等の取扱い

- (ア) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (イ) 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、市は、企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- (ウ) 特定された企画提案書については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果に

についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開するものとする。

(7)非選定

一定の適格性を満たす参加者がいないときには、委託先候補者を選出しない場合がある。

9 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

市は、委託先候補者として特定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先とするとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、見積徴取ができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次席者を見積書徴取の相手先とするものとする。

(ア) 委託先候補者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき。

(イ) 委託先候補者が、周南市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。

(ウ) 委託先候補者が、特定後に本説明書 7 に掲げる条項に該当することが明らかになったとき。

(エ) 委託先候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。

(オ) 委託先候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2)業務委託の仕様及び実施条件

(ア) 本業務委託の仕様については、仕様書（別添②）に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

(イ) 本業務委託の仕様決定に当たり、委託先候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

(ウ) 業務の一部再委託は、原則企画提案書の運用管理体制にその旨記載がある場合に限り認めるものとする。

10 添付資料

(1) 提出書類の様式（別添①）

(2) 周南市新庁舎デジタルサイネージシステム整備運営業務仕様書（別添②）

(3) 位置図（別添③）

(4) 配置・平面図（別添④）

1 1 問い合わせ先

周南市行政管理部庁舎建設課

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話番号 0834-22-8153

Fax 番号 0834-22-8266

E-mail chosha@city.shunan.lg.jp